

我孫子市税条例の一部を改正する条例の内容（専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	第48条	法人の市民税の申告納付 地方税法の改正に伴う項ずれにより、条文中の引用項番号を改正するもの。	令和4年4月1日
2	第73条の2	固定資産課税台帳の閲覧の手数料 固定資産課税台帳の閲覧の際に、記載されている事項が人の生命又は身体に危害を及ぼすことがあると認められる場合等において、固定資産課税台帳に一定の措置を講じたうえで閲覧に供するよう地方税法に規定されたことから改正するもの。	令和4年4月1日
3	第73条の3	固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を交付する際、証明書に記載されている事項が人の生命又は身体に危害を及ぼすことがあると認められる場合等において、証明書に一定の措置を講じたうえで交付することが地方税法に規定されたことから改正するもの。	令和4年4月1日
4	附則第7条の2	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合 ① 地方税法附則第15条の改正に伴い項の一部が削除・新設され、条例附則の項番号と条文中の引用項番号にずれが生じたことから、改正するもの。 ② 変更 法附則第15条第2項第5号に規定する下水道除害施設について対象施設が限定され、市の条例で定めるとされる固定資産税の課税標準の割合が、価格に4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内に変更されたことから、変更するもの。 改正前 → 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内 ③ 新設 法附則第15条第44項(貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域(※)として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格に3/4参酌して2/3以上5/6以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じた額とする。 ※貯留機能保全区域・・・河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い侵入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるもの。区域内で盛土、堀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届け出なければならない。 ※我孫子市には該当区域なし	令和4年4月1日

5	附則第7条の3	<p>新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告 省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正。</p> <p>現行・・・平成20年1月1日以前から所在する住宅（床面積が50㎡以上280㎡以下のものに限る。貸家住宅は対象外。）で、次の①から④までの熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）のうち、①の工事を 行い、かつ①～④の工事に係る費用が50万円超の住宅について、固定資産税の税額を1年度分、 税額の1/3（改修工事により認定長期優良住宅に該当した場合は2/3）減額する（120㎡分を限 度）。</p> <p>①窓の断熱改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事</p> <p>改正後・・・対象住宅の拡充 平成20年1月1日以前から所在する住宅→平成26年4月1日以前から所在する住宅 工事費要件の引き上げ及び設置工事の拡充 50万円超→60万円超 （断熱改修工事に係る費用が60万円超又は断熱改修工事に係る費用が50万円超であつて太陽光 発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わ せて60万円超。 適用期限の2年間延長</p>	令和4年4月1日
6	附則第9条	<p>宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例 景気回復に万全を期すため、税額が増加する商業地等の固定資産税について、激変緩和の観点から、令和4年 度に限り税額の上昇幅を半減させる措置を講じる。（課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とす る。）</p> <p>※ 住宅用地、農地等については、現行どおり</p>	令和4年4月1日